

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第15号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年佐賀県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 県職員給与条例第16条の3第2項及び学校職員給与条例第18条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1に掲げる職にある職員 次に掲げる当該職員の職に係る同表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 県職員給与条例第16条の3第2項ただし書及び学校職員給与条例第18条の2第2項ただし書の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 県職員給与条例第16条の3第3項第1号及び学校職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）別表第1に掲げる職にある職員（以下「管理職員」という。） 次に掲げる当該管理職員の職に係る同表の区分の欄の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 県職員給与条例第16条の3第3項第1号及び学校職員給与条例第18条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第3条 県職員給与条例第16条の3第3項第2号及び学校職員給与条例第18条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理職員の職に係る佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1の区分の欄の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1種 6,000円</p> <p>(2) 2種 5,000円</p>

改正前	改正後
<p>第3条・第4条 略</p>	<p>(3) 3種 4,000円 (4) 4種及び5種 3,000円 (5) 6種 2,000円 2 県職員給与条例第16条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員及び学校職員給与条例第18条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係るこれらの規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>第4条・第5条 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。